

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年2月7日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成23年2月22日から同年3月14日まで縦覧に供する。

平成23年2月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

市名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊市	単独県費補助土地改良事業（ため池浚渫）蛭池下池地区	三豊市建設経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池浚渫）浦山池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）百々井出東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）中筋地区	〃